退職等年金給付に係る

給付算定基礎額残高通知書を送付します

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化され、共済年金も厚生年金に統一されたことに伴い、一元化前の共済年金における3階部分(職域年金相当部分)は廃止され、新たに退職等年金給付制度が創設されました。

この退職等年金給付制度は、公的年金制度のように、現在の年金受給者に 対する給付のために必要な額を徴収する「賦課方式」とは異なり、将来自分 が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積 み立てる「積立方式」であって、公務員版企業年金ともいえるものです。

この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といい、 この額を基に、退職等年金給付の額を確定します。

この給付算定基礎額等に関する前年度末時点での残高等の情報を皆様に お知らせするため「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

●送付対象者及び送付時期

①組合員 毎年5月

②組合員であった方で、退職等年金給付の受給権が発生していない方 節目年齢(35歳、45歳、59歳、63歳) の5月に送付予定

※退職時にも、退職時点での残高を送付します。

●送付方法、形式

圧着はがき形式で、対象者のご自宅に郵送します。 ただし、共済組合で把握している住所等の情報に不 備等があった場合、封書により6~7月に送付します。

●通知書の記載例

											00 %	- 4	月~ 2	0.00	0 11	
	新3) PH:	共済	-4	- AIZ	様		(OC 1	E 1 /	20	28 4 0000	-	-		3月 克円	
ł	(入金) 期月		共和	_		-	+ +	- (001	-)() [i]	息				グロ 額残高	
ł	4月		10000	***	000		_	500	(3		28	箱	(4)		競戏信 1·128	
ł	5月	0	_	\rightarrow	000		_	500	-	-	32	÷	•	_	3 660	
ł	6月		_	+	000	-	_	700		-	40	÷			2 400	
ŀ	7月		_	\rightarrow	000	-	_	500		-	45	÷		_	945	
ł	8月		_	\rightarrow	000	\vdash	_	500		-	48	÷			493	
ł	9月		_	-	000	\vdash	_	950	\vdash	-	49	÷			492	
ŀ	10月			-	000		_	950		-	36	÷			3: 478	
ŀ	11月			-	000	\vdash	_	950	\vdash	-	37	÷			465	
ł	12月			-	000	-	_	450	\vdash	-	45	÷			960	
ł	1月		_	+	000	-		950		-	47	÷			3: 957	
ł	2月		_	\rightarrow	000	-	_	950		-	45	÷			95	
ł	3月		_	\rightarrow	000	\vdash		950	\vdash	-	52	÷			954	
ł	37		550	-	000		-	930		-	32	÷		100	904	
ŀ			_	÷			-			-		÷			•	
ł	※「標準	충모족씨 드	物面	<u>;</u>	1+	同日	1-	四1++	_ #R:	± =	F业学		育た会	2. =	:	
ł	※「標準報酬月額」 区 分			_					こ207 ペーナ ヨーマック 「期退職年金算定基礎額			_	額を含みます。 終身退職年金算定基礎額			
	前回	通	知	40	11) #4	63	_		知此相	843	2.异足至证	NR.	松才起	與十三字	· 化至碳1	
Š		額累	計	Н	÷	125	÷			_		\dashv		<u> </u>		
Š		息	額	H	\pm	_	_	04				\dashv			1	
1	今 回	通	知	Н	\pm	126	_		_	_		\dashv		-	+	
4	給付算定基	~	,	Н	_	189	_		_	_		_			-	
	年 金	払	L)	i.			_	_	bo	λ	期	R	8	1	年6月	
1		3=1		~		* "	_				, ,,,		•		1.5%	
0	付 与 率		平成 28 年 4 月~平成 28 年 9 月 平成 28 年 10 月~平成 29 年 3 月									_	1.5‰			
	基準利率 (年率)			_	平成 28 年 4 月~平成 28 年 9 月									0.480%		
1				平成 28 年 10 月~平成 29 年 3 月									_	0.480%		

基礎年金番号 900000001

作成日 平成 29 年5月1日

通知書に表示されている各項目の見方

①標準報酬月額

付与額の基礎となる額で、組合員の受ける報酬月額(基本給+諸手当)により定められます。期末 手当等を受けた月は、期末手当等の額が合算されています。

②付与署

標準報酬月額に付与率を乗じた額です。

1示干

前月までの給付算定基礎額残高と当月の付与額に基準利率(1 か月単位に換算した率)を乗じた額です。

付与額及び利息の合計額です。

5前回通知

昨年6月に通知した給付算定基礎額残高を記載しています。

6付与額里計

各月の付与額を累計した額です。

V利总额

各月の利息を累計した額です。

8今回通知

前年度末における付与額と利息を累計した額です。

9年金払い退職給付加入期間

平成27年10月以降の組合員期間の年月数です。

⑩付与率

年金受給者の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであることなど の事情を勘案して、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

上記の事情に適合しないことが明らかになったときには水準の見直しを行うこととしており、平成 27 年 10 月から引き続き 1.5%に設定されています。

(1)基準利率

付与額に対する利息を算定するための率で、国債の利回りを基準に地方公務員共済組合連合会の定款 で定められます。

この率は、毎年 10 月に改定され、平成 27 年 10 月から平成 28 年 9 月までは 0.48%、平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月までは 0.32%に設定されています。

※この記載例は、現在検討中の部分があるため、実際にお送りする通知書と内容が若干変更になる場合があります。

